

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

「まん延防止等重点措置の延長を受けて」について

本県では、令和4年1月21日から2月13日までの間、「まん延防止等重点措置区域」の指定を受け、最大限の感染防止対策に取り組んできました。

この結果、感染拡大の勢いは鈍化してまいりましたが、減少傾向がみられるまでには至っておらず、このまま新規陽性者が高止まりすることも懸念されます。

また、感染が徐々に重症化リスクの高い高齢者へと拡大し、重症者、死亡者が増加し、病床ひっ迫など医療提供体制への負担が増大しつつあります。

こうした大変厳しい状況の下、本日、まん延防止等重点措置の期間が3月6日まで延長されることとなったため、「『第6波』非常事態宣言」を強化し、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、「まん延防止等重点措置の延長を受けて」を策定したところです。

「『第6波』非常事態宣言」以降においても、県内の高齢福祉サービス事業所等では、多くの利用者や職員の感染により、クラスターが続発しております。

各事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記により感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底について

すべての職員に対し、基本的な感染防止対策（マスク着用、手洗い、密回避、こまめな換気、体調不良時の行動ストップ）の継続を周知徹底していただきますようお願いいたします。

2 事業所等に感染を持ち込まない水際対策の徹底について

○体調不良時の出勤停止の徹底等

感染の事態が拡大しないよう、すべての職員に対し、少しでも「体調がおかしい」と自覚があった場合には、適切に仕事を休み、医療機関で受診することを徹底願います。

また、「ぎふコロナガード」による対面での職員の体調確認の実施、職員が体調不良を申告しやすい（休みやすい）職場づくりの推進等をお願いします。

○通所利用者と入所者間の交流制限

通所部門の利用者が入所者と交流したことにより、施設内の感染が拡大したと思われる事例も発生しております。感染リスクの高い現下の状況においては、両者の交流の機会を減らしていただきますようお願いいたします。

○予防的検査の活用

県では、令和4年3月末までの約2か月間に、職員が施設内に感染源を持ち込むことを予防するための検査（概ね2週間の1回実施（最大4回））を実施しておりますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

3 研修動画を使った事業所・施設内研修の実施について

県ホームページ等に掲載しております福祉施設向け対策の動画等を活用し、職員への研修を繰り返し行っていただきますようお願いいたします。

○岐阜県「高齢者・障がい者施設の「第5波」感染防止緊急対策研修会」(約60分)

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>

(研修資料、YouTube リンク先を掲載)

○日本環境感染学会講習会動画(約20分)

講師：(一社) ぎふ総合健診センター所長・岐阜大学名誉教授 村上啓雄氏

URL : https://www.youtube.com/watch?v=_7IKndd-cEM&list=PLU_dEM_9Nvr1UXcXtERsE2gJ5qEX50HZT&index=3

(研修資料は県高齢福祉課HPに掲載 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>)

4 感染症に備えた業務継続計画（BCP）の再確認・策定について

業務継続計画を策定している事業所・施設におかれては、実効性等についての再確認を行うとともに、職員への周知徹底をお願いします。

計画未策定の事業所・施設におかれては、令和4年1月26日付け高第1153号にて配信しております「福祉施設等における業務継続計画（BCP）策定支援研修会」の動画を参考にする等により、速やかに策定していただきますようお願いいたします。

(URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/24071.html> 「防災関係通知」内)

[添付資料]

- ・「まん延防止等重点措置の延長を受けて」（令和4年2月10日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		